

法人だより

No.190



令和5年度
サヘル・ローズ氏
公開講演会

表紙説明はP.22



迎春

本年も

よろしくお願いいたします。

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会	渋川地区会	安中地区会	群馬地区会	榛名地区会	松井田地区会	伊香保地区会	箕郷地区会
吉岡地区会	榛東地区会	子持地区会	倉渕地区会	新町地区会	北橘地区会	赤城地区会	吉井地区会

1月

●本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先…給与の支払者（所轄税務署長）

●1月10日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付）

●1月31日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 5月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 12 給与支払報告書の提出
(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者
(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

●1月中において市町村の条例で定める日

- 13 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

2月

●2月1日から3月15日まで

- 1 前年分贈与税の申告

●2月13日

- 2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●2月16日から3月15日まで

- 3 前年分所得税の確定申告

●2月29日

- 4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 6月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（10月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●2月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

※税理士記念日…2月23日

3月

●3月11日

- 1 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●3月15日

- 2 前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- 3 前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- 4 所得税確定損失申告書の提出
- 5 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 6 確定申告税額の延納の届出書の提出
延納期限…5月31日
- 7 個人の青色申告の承認申請（1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）
- 8 個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告

●4月1日

- 9 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 10 1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 11 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（前年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 12 法人・個人事業者（前年12月分及び当年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 13 7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 14 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 15 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

目次

税務カレンダー	1
新年のごあいさつ	2
秋の表彰等受賞者紹介	3
税を考える週間関連事業	4
税制改正に関する提言活動	5
令和6年度税制改正に関する提言（全国法人会）	6
法人会全国大会・群馬大会報告	13
部会だより	14
会員企業紹介	15

地区会だより	16
税理士会コーナー	
「税を考える週間」における広報活動【税理士 永井 健晴】	17
群馬県からのお知らせ	18
税務署コーナー	
確定申告はスマホから	19
マイナポータルと連携確定申告書に自動入力	20
新会員・部会員紹介	21
お知らせ・表紙説明	22

新年のごあいさつ

一般社団法人
高崎法人会 会長 川崎 信行



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、インボイス制度がスタートし、皆様におかれましても準備と対応にご苦労されたことと思います。

高崎法人会におきましても、高崎税務署・税理士会のみなさまのご協力のもと、インボイス制度の研修会を開催するなど制度の周知徹底に努めてまいりました。

今後とも研修会等を通して会員の皆様に必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

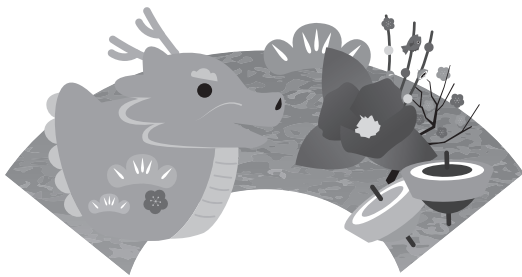
一方、我が国経済に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など経済の先行きにも前向きな動きが見られ、税収の増加にも繋がっております。しかし、不安定な国際情勢に伴い、輸入物価の上昇に端を発する物価高騰の継続は、回復に伴う生活実感の改善を妨げております。

本会におきましても、昨年の全国法人会総連合群馬大会の開催を契機といたしまして、厳しい財務状況下ではありますが、公益事業

の推進・税を中心とした研修事業・様々な会員相互間の交流等の活発化により組織強化を図ってまいりたいと考えております。

また、青年部会による租税教育事業、女性部会による税に関する絵はがきコンクール等の部会活動につきましてもますますの充実を期待しております。

結びに、新しい年が皆様にとりまして輝かしい一年となりますことをご祈念申し上げます。新年の挨拶と致します。



謹んで新年のご挨拶を申し上げます

一般社団法人 高崎法人会



会長・高崎地区会長	川崎 信行
副会長	清水 正郎
副会長	関口 朋克
副会長	高橋 永一
副会長	廣瀬 雅美
副会長・渋川地区会長	町田 久
副会長・安中地区会長	萩原 永史
副会長・榛名地区会長	清水 威
副会長・伊香保地区会長	森田 繁
副会長・箕郷地区会長	柳澤 佳雄
副会長・吉岡地区会長	原澤 一仁
副会長・吉井地区会長	高柳 正行
副会長・女性部会長	岡田 美智子
群馬地区会長	真塩 博人
松井田地区会長	畑 行至
榛東地区会長	一倉 史人
子持地区会長	埴田 紀房
倉渕地区会長	牧野 茂実
新町地区会長	針谷 一
北橘地区会長	粕川 良行
優良法人特別部会世話人代表	富沢 好隆
青年部会長	遠藤 直行
他役職員一同	

※赤城地区会長はご逝去につき不在



新年のごあいさつ

関東信越税理士会 高崎支部

支部長 有田 大輔

新年明けましておめでとう
ございます。令和六年の年頭に
当たり、謹んで新年のご挨拶を
申し上げます。
昨年は全国大会が盛大に開
催されましたことお慶び申し
上げます。
一般社団法人高崎法人会の
皆様には、税の啓蒙活動等の社
会貢献活動をご一緒させてい
ただき、長きに亘り友好関係を
継続していただいております
ことを厚く御礼申し上げます。
昨年も高崎税務署との「三者
協議会」、「親善ゴルフ大会」、
「税を考える週間」の高崎駅街
頭広報および「税制意見交換
会」など多くの活動を一緒に

せていただきましたことに深
く感謝申し上げます。お互いに
税務協力団体の一員としてそ
れぞれの立場から税務行政に
協調協力し、地域社会発展に貢
献できればと思っております。
昨年はインボイス制度が導
入され、今年一月からは電子帳
簿保存法の宥恕措置が廃止さ
れ電子取引データの保存方法
が変更になりました。お互いに
協力し適正に対応していきたく
いと思っております。
結びに、貴会の益々のご発展
と会員の皆様のご健勝を祈念
いたしまして、新年のご挨拶と
させていただきます。



新年のごあいさつ

高崎税務署

署長 小宮山千代子

新年あけましておめでとう
ございます。令和六年の年頭
に当たり、謹んで新年のご挨拶
を申し上げます。
川崎会長をはじめ役員並び
に会員の皆様には、法人会活
動を通じて、税務行政に
格別のご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。
一般社団法人高崎法人会に
おかれましては、高崎駅での
街頭広報や「税に関する絵は
がき」の募集、租税教室への
講師派遣など、正しい税知識
の普及に向け、積極的に事業
活動へ取り組みでられます
ことに、深く感謝申し上げます。
更に、昨年十月十八日には、

法人会全国大会（群馬大会）
が高崎市で開催され、貴会
のご活躍により、大成功を収め
られましたことをお喜び申し
上げます。
さて、税務署においては、
税務行政のデジタル化として
キャッシュレス納付の利用拡
大に取り組んでおります。貴
会の皆様が率先してご利用い
ただくようご協力をお願いい
たします。
結びに、一般社団法人高崎
法人会の益々のご発展と、会
員の皆様のご健勝、更には会
員各事業のご繁栄をお祈り申
し上げ、新年のご挨拶とさせ
ていただきます。



横田 貞一
顧問・前会長
平和衡機株

関東信越国税局長感謝状



柳澤 佳雄
副会長
エスビック株

関東信越国税局長表彰



横田 貞一
顧問・前会長
平和衡機株

財務大臣表彰

本年度秋の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様を
ご紹介いたします。

令和5年度 秋の表彰等受賞者紹介

（敬称略・順不同）



小林 均
理事
南小金



柳澤 佳雄
副会長
エスビック株

高崎行政県税事務所長表彰



小野 喜一
理事
株小野製作所



大野 育夫
理事
飛鳥工業株

群馬県税務功労者表彰

11/11
11/17

「税を考える週間」関連事業

令和5年度税を考える週間（11月11日～17日）の関連事業として、高崎法人会ではポケットティッシュ配布による街頭PR運動や、公開講演会を実施しました。

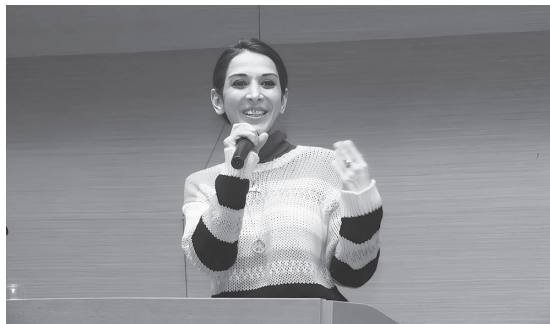
税を考える週間PR運動 ポケットティッシュ配布

11月10日（金）高崎駅にて、高崎法人会、高崎税務署、税理士会高崎支部、高崎行政県税事務所の4者合同で税を考える週間のPR運動として、小学生による「税に関する絵はがきコンクール」の優秀作品をプリントしたオリジナルポケットティッシュの配布を行いました。

新型コロナウイルス感染症が5類となったことを受け、コロナ禍前ほどではありませんが、マスクと手袋で予防した上で昨年度よりは間近でティッシュを配布



することができました。高崎法人会、高崎税務署をはじめとする各団体の役員が午後5時より高崎駅コンコース内で配布を開始し、通勤・通学・買い物途中の方々に挨拶とPRの声掛けをしました。また、国税庁から「イータ君」、高崎市から「タカポン」、総務省から「マイナちゃん」も参加していただきました。



サヘル・ローズ氏 公開講演会開催

11月20日（月）高崎市総合福祉センターにて、俳優のサヘル・ローズ氏をお招きし、「出会いこそ、生きる力」と題した公開講演会を開催しました。

コロナやインフルエンザ等の感染症対策として、席数を半数に限定しての公開でしたが、当日は、会員のほか、一般の方も含め112名の方々が聴講に訪れました。

サヘル氏は8歳で来日し映画や舞台で俳優として活躍されています。



また、俳優業の他に人権活動家としても活発に活動されており、2020年にはアメリカで人権活動家賞を受賞されています。

講演の中では、生立ちを通して、幸せに見える人も笑顔の仮面やマスクで辛さを隠している今の時代だからこそ言葉を届けたいと語り、一つでも聴講者にとって帰ってもらいたいと述べました。

また、戦争孤児としてイランで幼少期を過ごし、その後日本で暮らしていく中で感じた不公平感など、子供と社会の関わり方の大切さ、人を「悪」にしない関わり方の大切さを語りました。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



16 ホーダー賞
2024年受賞

税制改正に関する提言活動

※全国各地域の法人会で、
税制改正に関する提言
活動を行いました。



令和6年度 税制改正に関する提言



高崎

左から川鍋税制委員長、富岡高崎市長、川崎会長



高崎

左から時田高崎市議会議長、川崎会長



安中

左から萩原副会長、岩井安中市長、畑松井田地区会長



安中

左から萩原副会長、壘安中市議会議長、
畑松井田地区会長



渋川

左から登坂渋川副地区会長、町田副会長、高木渋川市長、
伊勢渋川副市長



渋川

左から町田副会長、安力川渋川市議会議長、
登坂渋川副地区会長

要望先一覧(高崎税務署管内)

衆議院議員	福田達夫 氏	衆議院議員	小淵優子 氏	衆議院議員	福重隆浩 氏
高崎市長	富岡賢治 氏	安中市長	岩井 均 氏	渋川市長	高木 勉 氏
高崎市議会議長	時田裕之 氏	安中市議会議長	壘 次雄 氏	渋川市議会議長	安力川信之 氏

「令和6年度税制改正に関する提言」のポイントを説明し、その実現を求めました。

※詳しい令和6年度の提言につきましては、今号または、高崎法人会ホームページに掲載しております。

会員一社一社の力が集まり、このような活動が行えます。今後とも変わらぬご理解とご協力をお願い致します。

令和6年度税制改正に関する提言

※令和5年9月19日に決議された「令和6年度税制改正に関する提言」より抜粋。

全文については高崎法人会HPをご覧ください。

URL: <http://www.takasaki-hojinkai.com>

令和6年度

税制改正に関するスローガン

○財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず現世代で解決を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

はじめに

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は“戦時”から“平時”のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で3・5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス（PBP））黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせまい。

行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままではいることは許されない。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

基本的な課題

第一

税・財政改革の

あり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は

甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2・2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピー

ドで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編成された必要以上の多額な予備費や膨大な使残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どこ

るか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3・5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしてだけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のPB黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期

の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1・3兆円の赤字が残り、黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくとも、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。

つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるP

B黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、PBの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中

で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円(令和5年度約134兆円)に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年に一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の

引き下げが「本体」(医師の人件費等)の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の

窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

3. 行政改革の徹底

一昨年には「デジタル庁」、本年には「こども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言いがたい。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うとい

う組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なブランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。

これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

4. マイナンバー制度について

マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が

表面化する事態となった。

政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、

様々な税制改革論議の土台にもなろう。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と 中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着いた動きを取り戻してきた。た

だ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出ているうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。

覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定(TPP)加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたのは、アベノミクスで極

めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化 に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の

確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を

「生きる」を創る。

Aflac



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

当面維持する等、弾力的に対応すること求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

第三

地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発し

ていかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金が使用されず基金に回っている可能性があると指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が低いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体

の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

第四

震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などにに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏

まえ、被災者の立場に立つた適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち



あなたと共に創る。

保険のことならなんでも気軽にご相談ください！
オンライン相談も承っております！

本店 高崎飯塚店
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店
〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あふらつく い〜な
0120-0269-17
[受付時間]月曜～土曜 9:00～17:00 [定休日]日曜・祝祭日

〈募集代理店〉
株式会社 井田ライフ保険
<https://idalife.co.jp>



出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格が高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしな

がら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の 具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充
役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるように見直すべきである。

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長
交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長
中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方
① 基幹税としての財源調達機能の回復
所得税は重要な基幹税

の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実や保育士の待遇改善など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

22-073001

要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3・40↓令和2年2・73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8・0%から令和3年は9・3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 経済の活性化に資する

よう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとはいえず、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告(e-Tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTA-X)とのシステム連携を図る必要がある。



企業のために、
経営者とともに。

企業保障のエキスパートへ。
T&D 保険グループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

法人会全国大会・群馬大会開催

令和5年10月18日に高崎芸術劇場で「第39回法人会全国大会・群馬大会」が群馬県ではじめて開催され、全国41都県426法人会、約1,500人の会員が参加しました。

本会役員を中心に、女性・青年各部会も協力し、県連全体で約100名のスタッフで全国からの来場者を迎ええました。

高崎芸術劇場での開催ということで、大会に先立ち群馬交響楽団によるウェルカムコンサートが行われました。

また、第一部の記念講演では、アップル米国本社元副社長で日本通信株式会社代表取締役社長の福田尚久氏による「好機到来」と題した講演が行われました。

第二部の式典が始まると、県法連齋藤会長の開会の辞から始まり、国税庁長官や群馬県知事、高崎市長



といった方々からの祝辞を頂戴いたしました。

式典の中で執り行われた会員増強表彰では、県連別の群馬県連が最優秀賞として表彰されました。また、単位会部門では高崎法人会も特別最優秀賞を受賞いたしました。ひとえに会員皆様方のご協力の賜物でございます。ありがとうございます。

その他、税制提言や租税教育活動の報告、大会宣言



などを経て式典は幕を閉じ、来年度の鹿児島大会へバトンを渡しました。

第三部の懇親会は場所をホテルメトロポリタン高崎へと移し開かれました。

全国からの参加者が歓談の中、アトラクションとして、ウクレレ少年Kais hin君が登場し、ウクレレキッズ世界チャンピオンの腕前を披露し会場を大いに沸かせていました。

閉会の辞は当高崎法人会の川崎会長が務め、大いににぎわった中、法人会全国大会・群馬大会の全行程が終了いたしました。

法人会女性部会

いちごプロジェクト



節電にご協力ください。

—無理なく無駄なく快適に—

みんなで出来る冬の節電対策

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とは、みんなで一つの部屋に集まって過ごしたり、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。

暖かい部屋で家族や友人と食事や会話を楽しむときは、感染症拡大防止策のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

外は寒いからといって家にこもらず、温泉や公園にでかけてリフレッシュしたり、体を動かせば健康づくりにも役立ちます。外出先でも、ソーシャルディスタンスの確保を忘れずに。



お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。

昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベッドに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ＆エコロジーです。

進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



優良法人特別部会

高崎税務署長講演会

優良法人特別部会では、10月23日（月）、高崎税務署長の小宮山千代子氏をお招きし、会員約50名が参加した税務署長講演会をマリエール高崎で開催しました。

講演会は「私の履歴書と税務行政のこれから」と題して行われ、はじめに、税務署職員を目標とした理由を生い立ちを交えながら話されました。ご自身が受けた登用試験が女性登用初年だったこともあり、「初の女性〇〇」と呼ばれるたび、次の女性職員の為にと気を張っていたと当時の思いを語られました。

また、印象深い出来事として失敗時に署長からかけられた言葉などを当時の背景などを交えながら話されました。

さらに、税務行政の取組みとしてインボイス制度やスマホでの確定申告等の税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの将来像などを解説されました。



女性部会

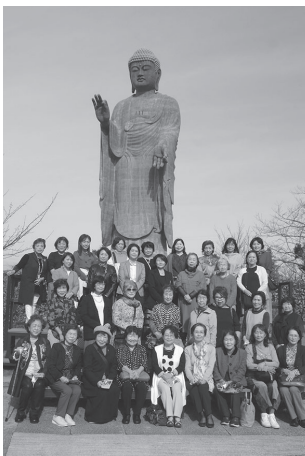
JAXA見学・研修会

11月6日、総勢34名での研修となりました。

安中市から出発し、牛久大仏へ。この大仏は、青銅製立像としては世界最大120mの大仏様で、真下から見上げると圧巻の大きさです。神秘的な「光の世界」から始まり、胎内は、癒しの空間が広がっていました。

JAXA（宇宙航空研究開発機構）では、ガイド付き見学ツアーにて実物のロケットを見ながら、バスで敷地内を見学。展示してある宇宙服や訓練棟の説明をうけ、気分が高揚しました。日本の宇宙実験棟「きぼう」の管制室では、リアルタイムで宇宙とつながっている様子を見学することができ、ロマンを感じました。

お土産に宇宙食やJAXAグッズを買いもとめ、遙かなる宇宙に少しでも近づいたような気持ちになり、群馬へ帰ってきました。



青年部会

全国青年の集い・山形大会

11月9日・10日と山形県山形市において行われた全国青年の集い・山形大会に部会長を筆頭に10名にて参加しました。

初日の租税教育活動プレゼンテーションでは、前橋法人会青年部会が発表を行ったほか、全国の単位会の個性あふれる活動の様子が見られ、大変有意義なものとなりました。

二日目の大会式典では、前日の租税教育活動プレゼンテーションの結果発表が行われ、長崎県連佐世保法人会が最優秀賞に選ばれた他、会員増強運動の表彰も行われました。

記念講演会も行われ、盛況のうちに来年度の福井大会にバトンを渡し終了しました。



▲大会会場にて



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

榛 東

会員企業紹介

有限会社 榛東葬祭センター



代表取締役
田中 秀樹

一、所在地

北群馬郡榛東村長岡九四
TEL 〇二七九一五四一七六七三

二、事業概要・会社PR

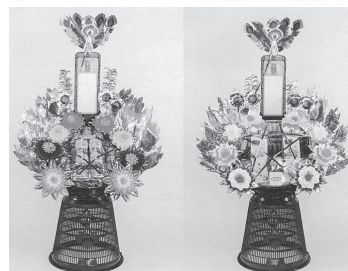
当社は昭和62年に創業し、北群馬郡榛東村にて葬祭業を営んでいます。様々な顧客ニーズに対応するため、葬儀プランは作らず、予算に応じたご葬儀の提案や自社の式場を持たず主に広域斎場の式場を利用する事で費



骨壺・位牌

三、経営理念

お客様の気持ちに寄り添い、最良のご葬儀を安心の低価格にて提供できるように努力し、常に親切・丁寧な対応を心掛けております。地域密着型の葬儀社として、地元の皆様に貢献できるように、日々努めております。



盛籠

子 持

会員企業紹介

有限会社 千明造園



代表取締役
千明 一明

一、所在地

渋川市横堀四六九
TEL 〇二七九一五三一二五八〇

二、事業概要・会社PR

当社は昭和44年から渋川市横堀において造園工事及び庭園管理を中心に地元密着型の事業を営んでおります。伝統的な日本庭園や洋風庭園などお客様のニーズに沿った施工を行って



施工例①

三、経営理念

創業54年の老舗企業として積み重ねてきた造園技術を活かして、日々お客様の大切なお庭に向き合い、造園・剪定・管理を通じてお客様が満足いく庭づくりのお手伝いをさせていただき信頼される企業を目指しております。



施工例②

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

22-073001

新町

・しんまち商工祭2023 ・しんまち大道芸まつり

高崎市新町商工会他、主催8団体は、地域諸団体及び地域住民との交流や地域振興を図るため、毎年11月の第一曜日に「しんまち商工祭」「しんまち大道芸まつり」を開催しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、2019年を最後にやむを得ず開催中止となっておりましたが、今年度は関係各位のご協力により4年ぶりの開催いたしました。

このイベントは新町いちよう並木通りをメイン会場に、小学生や園児のマーチングパレードが練り歩き、いちよう並木通りには新町バザールのテントがずらりと並び、新町の名物として売出し中のカツ丼の販売をはじめ、新町の隠れたグルメが一堂に会し味を競い合いました。

タカナシ乳業駐車場特設ステージでは、新町こども園園児によるわんぱく太鼓にはじまり、いちよう音楽



会、和太鼓演奏、チアリーダーリング等、見応え聴き応えのある音楽イベント等が開催されました。

桑原製作所特設会場では、ガス風船プレゼントや餅つき大会等様々な催し物が会場内で練り広げられました。

しんまち大道芸まつりは、いちよう並木通りをひとつのステージに見立て、チンドンなど昔懐かしの大道芸やジャグリング、バルーンアート、マジック等が披露され、多彩な技を楽しむことができた大勢の人で一日中賑わったイベントとなりました。

北橋

〈渋川市指定天然記念物〉 『大桑』



渋川市指定天然記念物「大桑」

渋川市の旧北橋村地区、上箱田にある石田家墓地の西北隅には、樹齢300年と推定される旧北橋村地区内で唯一の『大桑（おおくわ）』が自生しています。昭和55年10月1日に、渋川市指定天然記念物に指定されました。

根本付近から扇状に三本に枝分かれしており、それぞれ目通り周1・9m、1・7m、1・3mを測ります。また根本周り3・5m、樹高5m、枝張り東西11m、南北15mです。ほとんどが低い木のままで、ここまで大きく成長するのは稀な事です。

桑は本来、養蚕の飼料として畑で作られていました。渋川市の下郷地区には、群馬県指定『下郷の大クワ』があり、北橋地区の大桑はそれに次ぐ大きさです。

渋川市北橋地域へお越しの際には、大桑へ足を運んでみてください。

法人会福利厚生制度の
メリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、
アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
保険料が割安な
法人会扱^(以下、集団扱)へ
変更ができます！

お手続きは簡単です！

今すぐ、右記まで
お問い合わせください！

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※3)を
この機会に集団扱にすると^(※4)...

個別扱
月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱

月払

4,480円

月々300円割安！

年間では3,600円もお得！

2024年1月現在

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

Aflac アフラック

群馬支社
〒370-0841 高崎市米町16-11
高崎イースタワー13F

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※3)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間：終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類：家族契約

(※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

税理士会

「税を考える週間」における

広報活動

関東信越税理士会

高崎支部 税理士

永井 健 晴

『国税庁では、国民の皆様は、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。』

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かつて」をテーマとして、国民の皆様は日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。『出典：国税庁ホームページ（知っていますか？「税を考える週間」）』

これを受け、税理士会高

崎支部では、「税を考える週間」の広報活動の一環として、11月10日（金）（11日が土曜日であったため）の夕方に、高崎駅中央自由通路の中央改札口前、東西の中央自由通路出入口付近の計3か所で、高崎法人会、高崎税務署、高崎行政県税事務所とともに、総勢30名程でポケットティッシュの配布活動を行いました。

当日の天気は曇りで、秋らしい肌寒い日となりましたが、駅構内は思っていたよりも暖かく、寒さで震えることはありませんでした。国税庁の「イータ君」、デジタル庁の「マイナちゃん」、高崎市の「タカボン」といったゆるキャラも勢ぞろいし、気合も入ったところで記念撮影をし、5時頃からティッシュ配りを始めました。

夕方であったため、通勤客のほか買物客、学生等幅広い世代へ配布することができました。感染対策としては規制が緩くなったことから、マスクと手袋のみ着用（昨年はフェイスガードも着用）し、段ボールの箱や袋から直接取っていたかどうか、手渡しにより配布しました。

高崎支部では今年から「にちげいくん」がプリントされたブラックカラーにさりげない迷彩柄がクールなスタツフジャケットを用意しました。例年のスーツ姿の税理士よりも親しみやすかったのではないのでしょうか。実際に、立ち止まって、ご自身のお話をさされていられる方もいらっしゃいました。



3千個のポケットティッシュを全て配り終えました。ティッシュには税に関する絵はがきコンクールの入賞作品が印刷されていますが、今年度の入賞作品は確定申告期間中に確定申告会場前ロビー（Jエント高崎）に展示される予定となっております。

最後に、お忙しい中、広報活動に参加していただきました皆様方、ありがとうございました。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

【群馬県からのお知らせ】

ぐんま緑の県民税の課税期間を5年間延長しました

森林は、豊かな水を育み、また、災害を防止するなど、私たちの安全・安心な暮らしと活発な経済活動を支えている県民共有の財産です。

群馬県では、県民・事業者の皆様にご協力いただき、大切な森林を守り、育て、次世代に引き続いていくため、平成26年度から「ぐんま緑の県民税」を導入し、令和元年度から令和5年度まで課税期間を延長して、条件不利森林や里山・平地林の整備等を進めてきましたが、引き続き取り組んでいく必要があるため、課税期間を5年間延長しました。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎ ぐんま緑の県民税の使い道

使い道	事業内容例
水源地域等の森林整備	奥山など条件不利な森林の整備等
ボランティア活動・森林環境教育の推進	ボランティアセンターの運営、森林環境教育の指導者育成等
市町村提案型事業等	平地林・里山・竹林等の整備、自然環境の保全、公有林化等

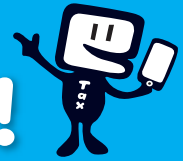
◎ ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税）のしくみ

区 分	個 人	法 人
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割とあわせて課税します。	
納める方	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人(前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税)	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等
年間の 納税額(率)	年間 700円 なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源としての均等割の1,000円上乗せ(県民税・市町村民税で各500円)は令和5年度で終了し、令和6年度からは、森林環境税(国税)が課税となります。	
※合計負担額に変更はありません。		
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます(個人の県民税は市町村から県へ払い込まれます)。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。
課税の期間	令和10年度課税(令和9年所得分)まで	令和11年3月31日までに終了する事業年度分まで
使い道の 明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。	
事業内容の 検討・評価	有識者等で構成する「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」を開催し、事業の内容・実績等について意見を聴き、公表を行っていきます。	
●税の使い道など森林保全に関すること 環境森林部森林局林政課 電話：027-226-3930 FAX：027-223-0463		●税の仕組みに関すること 総務部税務課 電話：027-226-3771 FAX：027-221-8096

自動入力
自動計算
自宅から

確定申告は スマホからできます！

税務署からのお知らせ



スマホ申告のメリット

- シンプルな入力画面
- マイナポータル連携で自動入力
- 自動計算で申告書を作成
- 確定申告期間中は
24時間利用可能
- 申告会場に出向く必要なし

マイナンバーカードとスマートフォン
(マイナンバーカード読取対応) で申告



チャットボットにご質問を入力いただければ、
AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

作成は「確定申告書等作成コーナー」から

作成コーナー



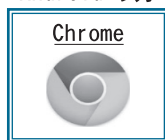
確定申告書等
作成コーナー

対応ブラウザ

iPhone の方



Android の方



作成方法は
動画でチェック！

動画で見る確定申告 検索



令和5年分「確定申告会場」のご案内

- ・ 確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

- ※ 国税庁LINE公式アカウントから入場整理券を発行します（又は確定申告会場での当日配付）。
- ※ 当日の入場整理券の配付状況によっては相談受付を終了する場合があります。

国税庁LINE公式アカウントは
こちらから

LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。



- ・ 確定申告会場 ビエント高崎（高崎市問屋町2丁目7番地）
- ・ 開設期間 令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで（土、日及び祝日を除きます。）
ただし、2月25日（日）は開場します。
※ 確定申告会場開設期間中は、税務署庁舎では申告相談を行っておりません。
- ・ 受付時間 午前9時から午後4時まで

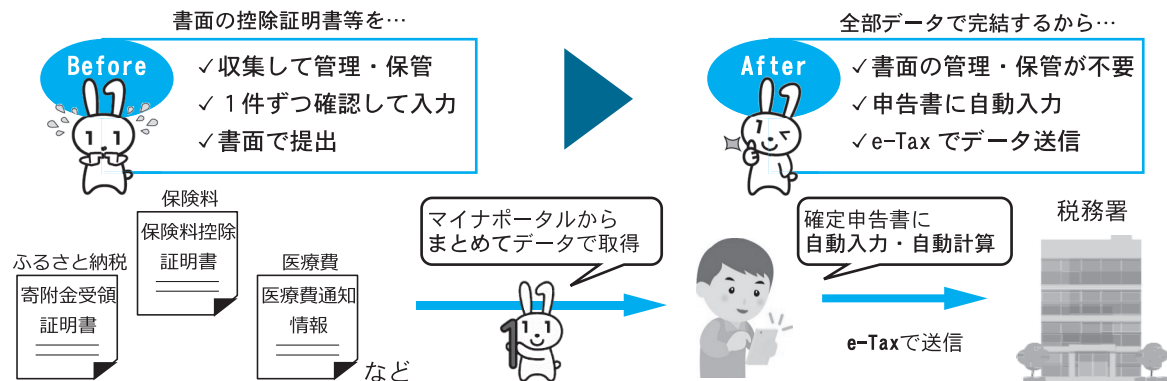
- ※ 申告会場では、原則、お持ちのスマートフォンをご自身で操作して申告書の作成を行います。（申告内容によってはパソコンで作成していただきますが、台数に限りがあるため長時間お待ちいただく場合があります。）
- ※ 以前に電子申告を利用されたことがある方は、「利用者識別番号及び暗証番号が分かる資料」をお持ちください。（「確定申告のお知らせ」はがきや前年の「確定申告書の控用」など）
- ※ 医療費明細書や収支内訳書などは来場前に作成し、お持ちください。

○ 確定申告や会場のお問合せ先 高崎税務署（高崎市東町134番地12 電話：027-322-4711）

マイナンバーカード×マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座



控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）

NEW iDeCo・NEW 小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。



新会員・部会員紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
箕郷	高崎	高崎	高崎	
① (同)住まいる ② 金 山 健太郎 ③ 高崎市箕郷町柏木沢 ④ 建築業	① (有)マルモ建創 ② 丸 茂 清次郎 ③ 高崎市上中居町 ④ 建築塗装業	① 株C-LINE ② 小 淵 匡 世 ③ 高崎市檜物町 ④ 建設業、製造業	① 株永信 ② 永 井 桂 介 ③ 高崎市上中居町 ④ 建設業	
子持	高崎	高崎	高崎	
① 後藤技研(有) ② 後 藤 由 久 ③ 渋川市中郷 ④ 建設業	① 株八木工業 ② 八 木 大 樹 ③ 高崎市下大島町 ④ 建設業	① 株ダイヤテクノシステム ② 提 箸 尚 樹 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 空調及び冷熱工事業	① 株ウォーターランド ② 大和田 礼 子 ③ 太田市西新町 ④ 無店舗型小売業（賃貸業）	
女性－高崎	渋川	高崎	高崎	
① 桑子産業(株) ② 桑 子 久 美 ③ 高崎市江木町 ④ 非鉄金属屑の売買及び加工	① 澤輝工業(株) ② 樺 澤 裕 輝 ③ 渋川市半田 ④ 建設業	① たまき不動産事務所 ② 黒 岩 環 ③ 高崎市大橋町 ④ 不動産業	① 江原克典税理士事務所 ② 江 原 克 典 ③ 高崎市下和田町 ④ 税理士業	
女性－高崎	安中	高崎	高崎	
① 関東興業(株) ② 佐 藤 千夏子 ③ 高崎市筑縄町 ④ 建設業	① 株優心 ② 下 田 重 文 ③ 安中市磯部 ④ 障害者福祉サービス業	① 野中工業(株) ② 野 中 一 行 ③ 高崎市下佐野町 ④ 建設業	① 株学進 ② 渋 沢 けい子 ③ 高崎市上小鳥町 ④ 学校教材卸売業	
女性－高崎	群馬	高崎	高崎	
① 高崎信用金庫 ② 藤 井 有 紀 ③ 高崎市飯塚町 ④ 金融業	① LG FRAME ② 石 原 正 和 ③ 高崎市棟高町 ④ 建設業	① 株はくさん企画 ② 松 本 雄 一 ③ 高崎市本郷町 ④ 冠婚葬祭業	① 株金田仮設 ② 金 田 舜 弥 ③ 高崎市上小鳥町 ④ 建設業	
女性－安中	榛名	高崎	高崎	
① (有)杉山塗装工業所 ② 杉 山 葉 子 ③ 安中市原市 ④ 金属焼付塗装	① 株T A S K ② 清 水 大 樹 ③ 高崎市三ツ子沢町 ④ 土木、外構工事業	① 株円 ② 加 藤 祐 也 ③ 高崎市元島名町 ④ 建設業	① (有)企画サムシング ② 田 村 英 治 ③ 高崎市末広町 ④ 不動産コンサルティング業	
青年－群馬	箕郷	高崎	高崎	
① 株プレミック ② 伊 藤 達 也 ③ 高崎市金古町 ④ 保険取扱業	① 株エムケイ ② 西 山 真由美 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 建築、土木工事業	① 丸貴建総(株) ② 宮 崎 紀 夫 ③ 高崎市東貝沢町 ④ 建築工事、塗装工事及び建設業	① さくらジャパン税理士法人 ② 田 中 好 二 ③ 高崎市緑町 ④ 税理士業	
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。				
問い合わせ先 （一社）高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市間屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576				

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが！

- 添付書類の提出省略（注）
- 還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

表紙説明

令和5年度

サヘル・ローズ氏 公開講演会

令和5年11月20日、高崎市総合福祉センターにて、税を考える週間協賛事業として、サヘル・ローズ氏による公開講演会を開催しました。

112名の来場者を迎え、「出会いこそ、生きる力」と題して講演いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

【プロフィール】

俳優

1985年イラン生まれ。8歳で来日。日本語を小学校の校長先生から学ぶ。舞台『恭しき娼婦』では主演を務め、主演映画『冷たい床』では、ミラノ国際映画祭で最優秀主演女優賞を受賞するなど、映画や舞台・俳優としても活動の幅を広げている。また、第9回若者力大賞を受賞。国際人権団体NGOの「すべての子どもに家庭を」の活動では親善大使を務めた。個人的にも支援活動が続けている。公私にわたる福祉活動が評価され、2020年にはアメリカで人権活動家賞も受賞。



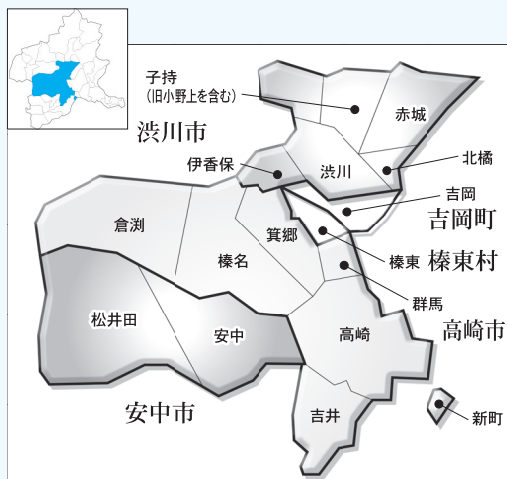
Photo by SOZ



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第190号

令和6年1月10日発行(年3回4・9・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 内藤 賢治
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

e-Tax 利用に関する 法人会 「会員優遇サービス」 の お知らせ

高崎法人会の会員企業が、下記の金融機関に高崎法人会の会員であることの「証明書」を「インターネットバンキング申込書」に添付して提出すれば、基本料金が1年間無料になります。

※このサービスはe-Tax利用を目的としてインターネットバンキングを新規に申し込む方が対象です。

1. 優遇サービスが受けられる金融機関と内容

◎群馬銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,650円⇒無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,500円⇒無料

◎東和銀行・サービス区分

照会・振替・振込サービス……………1,100円⇒無料
照会・振替・振込サービス+データ伝送サービス…5,500円⇒無料
※別途、契約時に契約料として2,200円(消費税等込、契約時のみ)

◎高崎信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,200円⇒無料

◎北群馬信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………1,100円⇒無料

◎アイオー信用金庫・サービス区分

インターネットバンキング基本手数料……………2,200円⇒無料

◎利根郡信用金庫

インターネットバンキング基本手数料……………1,100円⇒無料

2. 申込み手順

- ①各金融機関のインターネットバンキングの申込書を作成する。
- ②高崎法人会の会員であることを証明する為、高崎法人会発行の「証明書」(*)に署名押印する。
※証明書は高崎法人会事務局にてお渡しいたします。
- ③上記金融機関へ、「インターネットバンキング申込書」に「証明書」を添付して申し込む。

※その他の金融機関様で、この法人会の会員優待サービスにご賛同していただける場合がございます。法人会事務局までご一報いただければ幸いです。

お問い合わせ先 一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL:027-363-4526

企業の税務コンプライアンス向上のために

自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。



- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※4) (確定申告1回、中間申告不要)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

